

平成28年度 第1回定期監査（平成28年7月15日報告） 【指摘事項】

対象部局：市民部、建設交通部、議会事務局

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
1 国民健康保険課	<p>1 支出事務について (1) 貸金支出事務 臨時職員の貸金支出事務に適切でないものがあつた。 支出権者は、財務規則第55条の規定に基づき、出勤簿、出勤調書等の関係書類を確認し支出しなければならないが、通勤手当の日額を誤り、支給不足となっているものがあつた。</p>	措置 (完了)	<p>支給不足となった通勤手当については、適正な通勤手当の額を確認した上で、不足分を速やかに追給いたしました。 今後は、複数の職員によるチェック体制のもと適正な事務執行に努めてまいります。</p> <p>平成28年8月19日措置通知 市長</p>
2 河川課	<p>2 その他の事務について (1) 使用、占用等許可事務 占用等許可事務において適切でないものがあつた。 準用河川土地占用許可及び流水占用料免除に係る申請書について、占用期間の記載もれ及び訂正印もれがあるにもかかわらず、申請書を受領し、許可や免除をしているものがあつた。</p>	措置 (完了)	<p>申請者に対して、占用期間の記載と訂正箇所の修正を依頼し平成28年8月2日を以って適正に事務処理をいたしました。 また、再発防止対策として申請書の内容確認のためのチェックリストを作成し、複数の職員によりチェックできる体制といたしました。</p> <p>平成28年8月19日措置通知 市長</p>